

令和元年 教育委員会第15回定例会 会議録

日 時 令和元年9月10日（火） 午後3時00分～午後4時43分  
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第19号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱」

【指導課】

(1) 議案第20号「千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」

(2) 議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例」

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 令和元年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ

(2) 教育広報かけはし第119号の発行

【子ども支援課】

(1) 令和2年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内

【子育て推進課】

(1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果

(2) 旧高齢者センター跡地を活用した保育所整備について

【指導課】

(1) 令和元年度 学校生活アンケート（第1回）の結果（概要）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（9月20日号）掲載事項

【子ども施設課】

(1) 千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について

【人事課】

(1) 会計年度任用職員制度の導入等に伴う人事関係条例の整備について

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝

教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
人事課長	大谷 由佳

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田 教育長	<p>それでは、定刻になりました。これから、令和元年教育委員会、第15回の定例会を開会いたします。</p> <p>まず、開会に先立ちまして、傍聴の方から傍聴申請が出ております。傍聴を許可しておりますので、その点ご承知おきください。よろしく願いいたします。</p> <p>そして、本日、教育委員は全員出席でございます。</p> <p>今回の署名委員は、金丸委員をお願いいたします。よろしく願いします。</p>
金丸 委員	<p>わかりました。</p>

◎日程第3 その他

人事課

（1）会計年度任用職員制度の導入等に伴う人事関係条例の整備について

坂田 教育長

それでは、お手元の日程に沿いまして本日の議事を進めたいと思いますが、人事案件の条例提案が第3回の定例会で議論されることになっております。地方公務員一般の人事制度の改正があり、相当多岐にわたっているので、なかなか中身を理解するのが難しいんですが、今日は人事課長にご出席いただいておりますので、最初に大きくりをご説明いただいて、疑問点があれば質問をしていただいて、その後、また議案の1に戻って私ども教育委員会から提案をする条例案をこの場で議するというにしたいと思っております。

そんな段取りでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、人事課長のほうから、会計年度任用職員制度の導入等に伴う人事関係条例の規定の整備ということでお話をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

人 事 課 長

人事課長の大谷でございます。よろしく願いいたします。

資料の最後のほうに人事課からの資料をお付けしておりますので、そちらをご用意いただけますでしょうか。「会計年度任用職員制度の導入等に伴う人事関係条例の整備について」という資料でございます。

今回、人事関係条例の整備について2種類ございます。1つが、会計年度任用職員制度導入に伴う条例制定及び一部改正。もう一つが、欠格条項等の整備に伴うものです。まず1つ目の会計年度任用職員制度導入に伴う条例制定及び一部改正のほうから説明をさせていただきます。

まず、この条例制定及び一部改正の理由でございますが、地方公務員法と地方自治法が一部改正されました。こちらの改正内容というのが、現行の特別職非常勤制度には守秘義務や政治的行為の制限など、公共の利益を確保するための義務が課せられていないことや、特別職非常勤職員の適正な任用手続が法律に定められていないこと、制度上、期末手当等各種手当の支給ができず、必ずしも十分な処遇が確保されていないことなどの課題であるとか、現行の臨時的任用職員制度についても、任用について、きちっと課題整理するべきであろうというところがございましての改正でございます。

こちらのほうが令和2年4月1日に施行されるため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を条例で定めるほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る必要な規定整備を行うというのが目的でございます。

このホチキスどめになっている会計年度任用職員制度導入に伴う制度移行イメージ図のほうをご用意いただけますでしょうか。こちらが、左側に令和元年度までの制度、新制度が右側に記載されてございます。こちらの現行特別職と書いてあるこの特別職非常勤職員というのが、令和2年度になりますと、右側の一般職に区分されます会計年度任用職員という非常勤職員に変化します。で、一部特別職非常勤の中でそのまま特別職非常勤職員として残る

ものがございます。もう一つ、一般職の中に臨時的任用職員という、（いわゆる「アルバイト」）と書かれてあるものがあるんですが、こちらのほうも会計年度任用職員にほとんど移行していくというような中身でございます。

表面に戻っていただきまして、じゃあ、会計年度任用職員の制度というものがどのようなものかといいますと、言葉のとおりなんですけれども、1会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職に従事する職員のことをいうというふうなところでございます。1週間当たりの勤務時間数によってフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員、2種類の形が導入されるといふような形になります。ただ、任用であるとか服務についてというのは共通事項なので、1表でまとめて、させていただいております。

まず任期でございます。任期については、先ほど申し上げたとおり、1会計年度の範囲内でございます。守秘義務とか政治的行為の制限であるとか、公共の利益を確保するための義務が課せられていないというような話をさせていただいたと思いますが、そういったところが今回の制度に反映されています。また、条件付採用期間というものがございます。こちらのほうが、1か月、条件付採用期間を経た後、本採用というふうな形をとらせていただきます。

任用の方法なんですけれども、こちらは一般公募をもとに競争試験又は選考を実施することということになります。

服務に関しては、常勤職員と同様に法律上の服務の規定が適用されてまいります。

あと、分限・懲戒、こちら休職であるとか懲戒処分というときには、常勤職員と同様に対象となってきます。人事評価、こちらについても対象となるというふうなところでございます。

続きまして2ページ目のほうにお移りいただきます。こちら給与制度のほうを書かせていただいております。給与制度については、フルタイムとパートタイム、表現の仕方がフルタイムは給料であるとか諸手当であるとか、パートタイムは報酬であるとか費用弁償であるとかというふうな書かれ方をしているんですが、基本的にお給料、報酬が支払われます。そのほかに、例えば今回大きく変わるところは、下から3つ目の期末手当のところとなります。こちらの期末手当が支給可能になるというふうなところで、こちらが一般の常勤職員との均衡を図るような制度となっているというところなんです。あと上から3段目、通勤手当ですね。こちら、今でも通勤手当、費用弁償として支給しているところではあるんですけれども、今回きちんと条例に基づいて通勤手当を支給できるというふうな仕組みとなってございます。

現行、うちの今の特別職非常勤制度というのは、ほとんど常勤職員と均衡を保つような制度設計にはなっているんですけれども、今までは要綱にのって制度を定めていたところなんですけれども、今回は条例を制定することによって、きちんと条例に基づいてこの方たちの身分であるとか処遇であるとかを保証していくような制度となってございます。

(4) の休暇等につきましても、常勤職員と均衡を保つような制度設計がされているところがございます。この中で年次有給休暇ですとか、病気休暇であるとか、妊娠出産休暇、慶弔休暇等々も認められますし、現行の育児休業・部分休業についてもとれる制度となっており、今回、条例に基づいて取得が可能というようになってまいります。この中で若干違うのは、特別休暇というものがございまして、特別休暇につきましても、例えばリフレッシュ休暇のように、長期に勤務することによって付与される休暇については該当外となるようなところで、ほとんど常勤職員との均衡を保つような制度となっております。

4番目の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の制度改正の部分なんですけれども、先ほど現行も特別職非常勤がたくさんいると申し上げて、その中のほとんどが一般の会計年度任用職員に移行していくというふうなお話をさせていただいたんですけれども、その中で、特別職非常勤として残る方がいらっしゃると思います。それがこの(1)に書いてあります、助言とか調査ですとか診断とかの事務を行います。労働性の薄い職で特別な職というような形で残るといって、特別区、千代田区の場合には、例えば総括調整者であるとか、高齢者サポートセンターの参与であるとか、特定の助言を行うような職の方が特別職非常勤という形で残るようになります。

(2) の臨時的任用職員なんですけれども、区長部局ですと臨時的任用職員ってアルバイトさんのような形で働いていただいているんですが、これが今後は常勤の欠員が生じた場合に配置できる職員というような形になります。そんなに簡単に対応できるというものではないので、そこを「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に任用できる職員として整理される反面、今までの非常勤職員であるとか臨時的任用職員も今後は会計年度任用職員に整理がされるというようなイメージでお考えいただけるとよろしいのかなというふうに思っているところです。

5のほうに参ります。この制度を導入するに当たりまして、まず新規で制定する条例が会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、そのほか、この条例導入に伴いまして、一部改正する条例が区長部局のほうでは10個の条例を改正、一部改正する予定でございます。

施行予定期日は令和2年の4月の1日というところですが、今回、会計年度任用職員を採用するに当たりましては、やはり12月ぐらいから採用、公募をしたりの手続がありますので、第3回の定例会のほうで条例制定を目指して上程するというようなことを考えているところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきますと、成年被後見人等の権利の制限の見直しに対応する改正というふうなものがございます。こちらは成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が一部改正されまして、職員が成年被後見人又は被保佐人となっても失職しないこととなっております。このことを受け、職員が失職した場合の給与等の取扱いを定めている条例の規定を整

備するというところでございます。

その制度改正に伴いまして、一部改正する条例が区長部局のほうでは3本ございます。

こちらのほうは令和元年12月14日のほうに施行予定となっておりますので、第3回定例会のほうでこちらの議案についても上程する予定でございます。

一連のご説明は以上となります。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

今般の条例改正の基本的な中身について、人事課長からご説明いただいたとおりでございますが、何か疑問点がございましたら。

金丸委員。

金丸委員 この制度が具体的にどうなるのかよく見えないんですけれども。例えば学校で教員が体調を狂わすなどして休むじゃないですか。そこのところを何かで埋めなきゃいけない。今、埋めることも大変なんだけれども、年度の途中で埋めるときに、こういう形で公募をもとにして競争の試験をやって採用するというようになってくると、事実上採用はできない、そういうような制度だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

指導課長 小学校、中学校、高等学校においては、東京都のほうに後補充といいますか、病気休暇等になった場合は申請をして人的配置を受けるということになっております。幼稚園等で、例えば病気休暇であるとか介護休暇であった場合には、新制度で言うところの臨時的任用教員として新たな教員を採用する形となります。

金丸委員 要するに会計年度任用職員になると。

指導課長 会計年度任用職員の枠の外側にある臨時的任用職員。先ほどのイメージ図の中のこちらの部分になります。

金丸委員 常勤の横にあるやつですね。

指導課長 はい。そちらでの対応になるということになります。

金丸委員 ありがとうございます。それから、もう一つよろしいでしょうか。

坂田教育長 はい。

金丸委員 会計年度任用職員といいながら、人事評価の対象になるということは、継続的に採用することを考慮していると理解してよろしいのでしょうか。要するに1年で切れていくのであれば、そもそも評価なんてする意味がないわけですよ。

人事課長 一般職の非常勤ということになりますので、やはりそこは一定程度の評価が必要というところで、人事評価をもとに次年度任用の参考にするということはあるかと思いますが、継続を前提としているものではないというふうに考えております。

金丸委員 ありがとうございます。

坂田教育長 俣野委員。

俣野委員 会計年度任用職員、今の学校現場において、教職員は都のほうと今お聞き

しましたけども、それ以外では、どういう方がこの会計年度任用職員に該当してくるのでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 こと小学校、幼稚園の中においては、例えば非常勤で時間講師等で働いていらっしゃる方、あと部活動指導員などです。

俣野委員 ああ、なるほどね。

指導課長 あと、日本語指導員やスクールライフサポーター、あと九段中等教育学校のほうでのスクールカウンセラー等も入っていますし、広く言いますと、現在の特別職の方は小学校のお医者さんであるとか薬剤師さんとか、そういう方もいらっしゃるといいますところでは。

俣野委員 わかりました。

坂田教育長 人事課長。

人事課長 さっき説明の中で特別職非常勤に残るのが参与というような話をさせていただいたんですが、学校現場における学校医さんであるとか薬剤師さんも特別職非常勤職員というところで、今後またお仕事されるという形になります。

俣野委員 すみません。そうしますと、新制度の開始によって、処遇面でプラスになる部分と厳しくなる部分が生じると思うんですが、そのバランスといいますか、その点はどうなるんですか。

坂田教育長 はい、どうぞ。

人事課長 期末手当という形できちんと名称だつて手当を支給できるというあたりでは、やはり処遇の改善というところはあると思います。あと今まで要綱で休暇制度とかを定めていたんですが、それが条例に基づいて規定していくというところが、やはり身分の保障という意味では強くなるのかなというふうに考えております。

俣野委員 そういう面ではよくなっていく部分のほうが多いわけですね、条件的にはね。

人事課長 そうですね。よくなるというふうにお考えいただければありがたいです。

俣野委員 ありがとうございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

金丸委員 金丸委員。

金丸委員 読み方の問題なんです、(3)の給与等についてのところで、地域手当とかから下ずっと可が続いていて、最後、勤勉手当が不可になっていますよね。それは出さないという理解していいんですか。また、可というのは出してもいいという意味にも読めるので、出すという意味なのか、出すこともできるという意味なのか。

人事課長 条例上の規定では出すことができるというふうな形になっております。

坂田教育長 出さなくてもいいと。

人事課長 例えば、超過勤務手当のように、出すことが可能であっても勤務が生じなければ手当の支給にはなりませんので、そういう意味で報酬として支給可と



休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

(2) 議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

坂田教育長 それでは、議案第20号ですね。千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

指導課長から説明をお願いします。

指導課長 議案第20号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例とともに、21号もあわせてのご説明でもよろしいでしょうか。

坂田教育長 はい。お願いします。

指導課長 それでは、改めまして、議案第20号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第21号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきまして説明をいたします。

先ほど人事課長からも説明がありましたが、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、現行の特別職非常勤教員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が創設されました。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正され、職員が成年被後見人又は被保佐人になっても失職をしないということになりました。

お示ししております議案第20号及び第21号の条例改正は、これらの法改正に基づき幼稚園教育職員及び千代田区立九段中等教育学校教育職員に関する条例の規定整備を行うものでございます。

今回の条例改正は、会計年度任用職員制度の創設に伴う改正と成年被後見人等の権利の制限の適正化の対応に伴う改正の2つのカテゴリーと改正を行う各条例との対応を、別紙1のほうに示させていただいております。ご覧ください。

ホチキスどめにしてあります3ページ目、別紙1、こちらのほうに今回改正いたします条例、規定整備を行うものの条例を、会計年度のもの、成年被後見人に類するものとして分けさせていただいております。いずれも法改正に基づく形式的な規定整備でございます。

それでは、別紙2のほうの新旧対照表をご覧ください。

こちらの新旧対照表につきましては、7本の条例を一括して改正する議案第20号の内容をお示しし、第1条から第7条で各条例の改正部分を記しております。この1条から7条までの順番は、例規集の登録の順で構成しておりますので、先ほどの別紙1と順序が変わってくる場合がございますが、説明におきましても、別紙1に基づいて幼稚園のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、別紙2の、今見ていただいている第2条、幼稚園教育職員の勤

務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。こちらについては、特別休暇のうち、リフレッシュ休暇は承認の対象としないということを規定するものでございます。

続きまして別紙2の3ページ、1枚おめくりいただき、第6条、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正のほうをご覧ください。こちらは臨時的任用教員には昇給に関する規定を適用しないということを定めているものでございます。

続いて、九段中等関連の5本についてご説明をいたします。

九段中等に関しましては、1枚お戻りいただきまして、別紙2の1ページ、第1条、千代田区立九段中等教育学校の教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正。そして、2ページの第3条、千代田区立九段中等教育学校教育職員の育児休業等に関する条例の一部改正。そして第4条、千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正。そして3ページに入って、第5条、千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例の一部改正。そして第7条、千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの九段中等教育学校関連の5つの条例は、教員の定義に関する規定整備です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴って、教育公務員特例法も改正をされました。そして常勤のみならず会計年度任用職員である講師も、教育公務員特例法における教員と定義されることになりました。そのため、現行のままでは、会計年度任用職員である非常勤講師も九段中等関連の条例の適用となってしまうため、会計年度任用職員についての条例整備は人事課で別途定めるものを適用する、そういった観点から、九段中等関連の条例を適用対象から除く規定整備を行うものでございます。ですので、今、5本見ていただいているものは、全て、新旧対照表の新しいほうは、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くといったところで記載をされているところでございます。

議案第20号の施行期日は令和2年4月1日ということになっております。

続きまして、議案第21号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のホチキスどめのほうをご覧ください。

こちらは成年被後見人等の権利の制限を適正化する対応に伴う改正に伴いまして、職員が成年被後見人又は被保佐人となっても失職せずに、職員が失職した場合の給与等の取り扱いを定めている条例の規定を整備しております。

新旧対照表のほうを2枚めくって、別紙のほうをご覧ください。下線の部分が失職した場合の給与等の取り扱いの規定整備を行っている部分ということでございます。

こちらのほうの施行期日は、令和元年12月14日ということになっております。

議案第20号及び21号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

まず議案第20号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

金丸委員

金丸委員。

新旧対照表の1ページ目で、幼稚園教育職員の勤務時間等の一部改正が書かれていますけれども、これの17条の(1)、「臨時的に任用された職員」と書いてあるのは、先ほどの会計年度任用職員ではなくて、上に書いてあった臨時的任用職員のことを指すというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

そのとおりでございます。

金丸委員

ということは、逆に言えば会計年度任用職員に関しては、これらの規定は適用されずに、人事課のほうでつくる新たな法に従って適用はされると、こういうことでよろしいわけですね。

指導課長

はい。そのとおりでございます。

坂田教育長

はい。ほかにございますでしょうか。

俣野委員。

俣野委員

素朴な質問なんですけれども、これ、九段中等教育学校の教職員ということなんですけれども、ほかの中学が、あと2つありますよね。その職員さんとは全く別の規定になっているんですか。

指導課長

任命権者の違いですね。都が任命権者になっている小中学校と、区が任命権者になっている幼稚園、中等教育学校というすみ分けになっております。

俣野委員

そういうことになるわけなんですか。同じ千代田区立でも任命権者が違うわけですね。

指導課長

はい。左様でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございます。本条例につきましては、可決させていただきました。

引き続きまして、議案第21号でございます。この点について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員です。21号につきましても可決させていただきました。

以上です。

では、議題の頭に戻りまして、議案第19号でございます。千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてということでございます。

子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、議案第19号につきましてご説明をさせていただきます。

千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会の委員委嘱ということで、こちらの対策委員会につきましては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年7月に千代田区いじめ防止等のための基本条例を施行し、この条例に基づきまして、いじめ防止等の対策を実行的に行うための教育委員会の附属機関として、千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会を設置しているという形になっております。今回お示ししています本委員会の委員の皆様には、平成27年9月からの就任以来、区立中学校のいじめ問題等でご協議をいただいております。今回、2回目の任期満了に伴い、引き続き就任をお願いし、ご承諾をいただいております。

教育委員会の附属機関の委員の任命は教育委員会の議決事項となっておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、委員の意向確認に時間がかかったため、本来であれば前回の教育委員会までにご議決を賜らなければならないところなんですけれども、遡るという形になってしまっております。そちらの件につきましては申しわけございませんが、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ということで、これも議案です。いじめ問題対策委員会、これは教育委員会の附属機関ということで、条例上、設置をすることになっております。平成27年から本制度ができ、そしてその当時から委員をしていただいている方々が引き続きということでございます。

何か。

俣野委員

全員再任ということなんですか、今回。

子ども総務課長

全員再任でございます。

俣野委員

それと、あとこれ、任期なんですけれども、3年というのは何かで決まりがあるのでしょうか。

子ども総務課長

条例によって任期が決まっております。

俣野委員

わかりました。

坂田教育長

金丸委員。

金丸委員

この委員会は例の原発いじめのときの再調査をしている、そういう委員会だというふうに理解すればよろしいのでしょうか。もう一つ、公共団体名簿の中に、いじめ問題調査委員会でしたっけ、もう一つありますよね。この2つの違いをお教えいただくとありがたいなと思います。

坂田教育長

子ども総務課長。

子ども総務課長

こちらのほうは原発いじめの関係の調査をしていただいている委員で、こちらのほうがまだ終結をしておりませんで、そういったこともございまして、全員再任という形をとらせていただいております。

坂田教育長  
教育担当部長

もう一点は、村木部長に説明いただいたほうがいいかもしれませんね。  
教育担当部長です。私のほうから説明させていただきます。

今、恩田参事のほうからお話がありましたように、今回、議決をいただこうとしているいじめ問題対策委員会というのは、これは教育委員会の附属機関で、金丸委員からご指摘があったように、原発に関して生じた問題について現在調査をしていただいている機関です。

これとは別に、区長部局のほうにも、いじめ問題調査委員会という、同じような附属機関がございます。重大事案などの場合には、教育委員会で調査したものを区長部局で、区長が認めた場合にはもう一回調査することになっています。そのために区長側に置かれている機関です。これらの2つ機関がございます。それからもう一つ全体で、例えば警察だとか児相だとか、そういったところと意見交換するような場も必要なんですけど、うちでは青少年問題協議会をその場に充てるということでやっていますので、さまざまな機関がいじめの調査にかかわっていると、そういう状況でございます。

金丸委員  
坂田教育長

ありがとうございます。

はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。

中川委員。

中川委員

このいじめ問題対策委員会というのは、原発いじめだけに限っているのですか。そうじゃないですよね。

子ども総務課長

こちらで調査される中身ですけども、学校とか施設のほうに健全育成サポートチームがありまして、それで重大事案が発生したときに調査をします。その調査結果について再度調査をするというのがいじめ問題対策委員会なので、原発いじめにかかわらず、重大事案に関しては、調査結果が上がってきた時点で、ここで再調査するかしないかも含めて検討するという形になります。

今現在は、原発いじめの問題が引き継がれておりますけども、ほかの事案が出てくれば、その事案についても同じように調査をするという形になります。

中川委員  
坂田教育長

わかりました。

はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、今般のこの議案第19号につきましてでございますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございます。提案のとおり決定をさせていただきます。  
ありがとうございました。

## ◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 令和元年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ

(2) 教育広報かけはし第119号の発行

子ども支援課

(1) 令和2年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内

子育て推進課

(1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果

(2) 旧高齢者センター跡地を活用した保育所整備について

指導課

(1) 令和元年度学校生活アンケート（第1回）の結果（概要）

坂田教育長

次は、日程の第2、報告事項に入ります。

まず、報告事項の最初は総務課からの報告です。令和元年度区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせでございます。お願いいたします。

子ども総務課長

お手元、A4の横の資料でございます。こちらのほうに、幼稚園、小学校、それからこども園、あと保育園ですね。私立保育園も含めまして、こういったスケジュールで運動会が予定されております。

説明は以上でございます。

中川委員

全部28日ですね。

坂田教育長

ということで、今般、秋の運動会はこういう日程でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

金丸委員

28日に行われれば、行きます。29日だと、ちょっと危ないです。

坂田教育長

それでは、ご協力よろしくお願いいたします。

続きまして、教育広報かけはしの発行でございます。お願いします。

子ども総務課長

それでは、教育広報かけはしの掲載案ということで、字が小さくなっておりますけれども、A4横の資料をご覧ください。

年3回発行で、左側のところが第1回ということで、既に発行済みのものです。今回、掲載案としてお示しするのは、真ん中のところの黒い枠で囲った部分です。1面はLet's2020（オリパラ教育）のその1ということで、ここを、表紙を使って連続でご案内をしていこうというふうな予定で考えております。

それから、2面目につきましては、千代田区の障害児施策ということで、ぴかいちが移転拡大ということなので、ぴかいちの記事、それから、現在検討が進んでいます障害児ケアプランについての記事を掲載したいと考えております。

それから、その下に行きまして、3面目につきましては、学校給食の紹介と学力調査、体力調査ということで、結果についてお知らせをしたいと考えています。

4面目は教科書採択の結果、それから10月開設の認可保育所、CES活動の紹介、教育委員会の開催状況ということで、こういった形で紙面を構成したいと考えております。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

教育広報かけはしの掲載内容はこういう予定であるということでございます。

何かお気づきの点がございましたら、どうぞお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、こういう予定でおりますので、またご意見がおありでしたら随時お願いいたします。

引き続きまして、子ども支援課からの報告でございます。令和2年度千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園案内ということです。

それでは、新井課長、お願いします。

子ども支援課長

令和2年度の千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園入園案内です。保育園より先に幼稚園の入園案内を出します。これと、最後に区立幼稚園・こども園入園スケジュールというものも、今回はつけさせていただいております。この入園案内ですけれども、去年と変わったところは、保育料の無償化によりまして所得に応じた表が要らなくなったことと、あと9ページにあります15の「保育料の無償化について」というところが増えております。あとはほとんど前年度と変わらない状況になっております。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。今年度の入園のご案内という内容でございます。今般は無償化に伴ってというその内容が反映されているということでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

坂田教育長

俣野委員。

俣野委員

基本的なことで申し訳ないですけど、この無償化というのは、今回は親の所得は関係ないんですよね。全体的に無償化になるわけですね。

子ども支援課長

はい。3歳児から5歳児は全て、所得に関係なく無償です。

俣野委員

わかりました。

坂田教育長

はい。所得には関係ないということですね。

金丸委員。

金丸委員

9ページに、退園についてということで、「区外へ転出した場合は、退園になります」と書いてあってこれは当然だというふうに理解しているんですが、「また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります」と書いてあるものですから、一体どういう要件があると退園になってしまうのかということをお教えいただければと思います。

坂田教育長

新井課長。

子ども支援課長

区外へ転出した場合はもちろん退園ですよ。また、一定の要件のところ

ですけれども、例えば入園申請が虚偽のものであったりとか、住所が嘘で、違うものであったりとかというようなことを想定して、これは一定の要件に該当した場合はということで記載させていただいております。

坂田教育長

はい。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、入園案内につきましては以上とさせていただきます。

引き続き子育て推進課から、認可保育所の設置運営事業者の選定結果、さらには旧高齢者センター跡地を活用した保育所整備についてということの報告2点でございます。よろしくお願ひします。

子育て推進課長

では、まず認可保育所の選定結果についてご報告いたします。

増大する保育需要に応えるため、千代田区では賃貸物件を活用して私立の認可保育所を誘致することで保育定数の拡大に努めております。4月から7月にかけて、認可保育所の募集をいたしました。募集内容といたしましては、神田地域と麴町地域で各1所程度という形で公募をいたしました。公募いたしましたところ、4番のところにありますとおり、神田地域に3法人の提案がございました。

その3法人の提案内容を、2ページ目のところにございますとおり、3社に関しまして、このような評価項目で800点満点で審査をいたしましたところ、今般、まずB社につきましては点数が6割に満たないという結果になりましたので、B社については落選という形になりました。そして、6割をとりましたA社とC社につきましては、C社の提案内容が、今現在、保育需要が急増しております和泉橋地域に係る提案ということでございましたので、配点に1.2倍した点数になっております。その結果、点数としましてはC社の提案が一番点数が高く、続いてA社の提案という形になりました。

そして、今回は1所程度という募集でございましたので、どうしましうかというところを選定委員会の中で話し合った結果、2社、点数もクリアしていることであれば、保育需要がやっぱり増大しているということを見ると2社採用していいのではないかとということで、2社、今回採用することといたしました。

表面の5番のところになります。1つ目が社会福祉法人のちとせ交友会で、こちらが岩本町の提案、定員108名の提案をしていただいた内容になります。もう1社が社会福祉法人の倉敷福德会、こちらは外神田三丁目の提案になります。定員としては50名で、いずれも開設予定日は令和3年の4月1日ということになります。

1点目の認可保育所の説明は以上です。

続きまして、高齢者センター跡地を活用した保育所整備につきましてです。

今申しあげましたとおり、賃貸物件を活用して認可保育所を整備しているところではありますけれども、なかなか物件自体も限られているということ

もございまして、区有地も活用して、私立の認可保育所を整備しようということでございます。

今般は旧高齢者センターの跡地を活用して、保育所を整備する予定としております。貸付期間は令和3年1月1日から令和15年3月31日までを貸付期間として考えております。ここの貸付地を公募する形で、建物を建てて保育所を運営していただく事業者を公募いたします。

そして、公募の条件といたしましては、令和4年4月に開園して、そこから最低10年間は運営していただく必要があります。定員としましては、80名以上の提案をしてくださいという形です。実績条件と貸付料につきましては、ここに記載のあるとおりとなります。

そして、今般の整備につきましては、区有地を活用して整備するというところで、この10年で貸付期間で終わってしまうと減価償却せず、事業者の丸々の損になってしまい、また10年たった後には、もしかすると区でそのまま建物をもらい受けるということもあるということに鑑みまして、建物の整備費は10分の10の補助率を考えております。

そして、今後のスケジュールとしましては、明日の9月11日から公募を開始いたします。約2カ月間の公募期間をとりまして、12月中には事業者を選定して、工事を令和3年1月からしていただいて、令和4年4月に開園というようなスケジュールを想定しております。

高齢者センター跡地を活用した整備のご報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

認可保育所の設置運営事業者が決まりましたということと、区有地、高齢者センター跡地ですね、そこを貸し付けて、新たにまた募集をしますということでございます。

お気づきの点がございましたらお願いいたします。

俣野委員。

俣野委員  
子育て推進課長

これは跡地となっていますから、もう更地になっているんですか。

現状、資料の5番のところのスケジュールの予定のところをご覧くださいたいんですけども、まだ建物は建っております。今年度末の3月から解体工事を着手しまして、事業者へ貸し付ける直前の12月までの期間で、区が直接解体工事をする予定でおります。

俣野委員  
子育て推進課長

そうすると、解体費用は区で持つということになるわけですね。

はい。そうなります。

俣野委員  
坂田教育長

わかりました。

はい。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。先ほどの認可保育園運営設置事業者の選定結果についてのご説明の中で、1名を選ぶ予定だったのが2名選んでもいいんじゃないかという話がありましたね。

それについては全然異論はないんですけども、先日送っていただいた定期監査結果報告書を読みますと、選定方法が変わったときに、それについての起案文書がなかったというようなことをご指摘を受けている。最初1つを選ぶというのを2つに選ぶことにしたというのは、そういう方針にすることの意思決定の流れを文書に起案化されて残されているんだろうとは思いますが、一応念のため、心配になってお聞きしました。

坂田教育長  
子育て推進課長

担当課長。

今回の認可保育所の事業者のことで言えば、まず公募要項の段階ではやっぱり1所程度、定員数のどんな提案が来るかわからないというところがありますので、1所程度という形で意思決定をしております。で、今般、選定委員会の委員の皆さんの選定結果で、2所でどうでしょうかという採用結果が出ましたので、選定委員会で2所が合格点の点数をとっているの両方とも設置運営事業者といたします、というのをこの選定委員会から報告をいただいた後に、区として意思決定を再度2社にしますという決定をする形になっております。ですから、今回もそのような形で、この教育委員会に至るまでに意思決定しております。

金丸委員  
坂田教育長

ありがとうございます。

はい。ということでございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

続きまして、指導課からの報告でございます。学校生活アンケートの結果でございます。よろしくお願いいたします。

主任指導主事

今回、令和元年度学校生活アンケート（第1回）の結果（概要）についてお伝えをさせていただきます。

本区においては、平成28年度より小学校4年生以上の全児童・生徒を対象にハイパーQ Uというこのアンケートを実施しております。一部希望の学校は1年から3年生も実施ということで、今回は全ての小学校で1年生から3年生、希望してまいりましたので、結果的に全児童がこの調査を行ったということになっております。ですが、2回目以降、全ての学年が参加するかどうかというところはまだわかりませんので、今回、主にグラフとしてあらわしていただいているのは例年行っている4年生から中学3年生までということでございます。

今回、一人一人に行った調査の結果につきましては、1、学級満足度の尺度結果というところにそれぞれ個別で一人一人どこに所属するか、当てはまるかということが結果としてあらわれることになっております。A、B、C、D群、また要支援群というこのカテゴリーに分かれておまして、その内容については、既にご存じかもしれませんが、簡単にご説明いたします。

A群につきましては、学級生活満足群で。学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒です。B群は侵害行為認知群で、

いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高いと見られている児童・生徒です。C群は学級生活不満足群で、いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い。不登校のリスクが高い可能性がある児童・生徒でございます。D群につきましては非承認群で、いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内で余り認められていないと思われる児童・生徒。要支援群というものが不満足群で、中でもいじめ被害や不登校になる可能性などがとても高く、早急に個別対応が必要な状態と思われる児童・生徒というふうに分けられます。

2番、結果のグラフのほうをご覧ください。

それぞれ小学校においては、学級生活満足群については、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っており、また、この結果より、区内の児童の多くは学校生活に満足していると考えられます。非承認群については、いずれの学年においても全国平均を下回っているということで、これはよい傾向だと思われまます。学校生活不満足群についても、いずれの学年においても全国平均を下回っている。また侵害行為認知群についても、いずれの学年においても全国平均並みか下回っているという結果が出ております。

中学校につきましては、学校生活満足群について、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っています。この結果から、区内の生徒の多くは学校生活に満足していると考えられます。非承認群は、いずれの学年においても全国平均を下回っております。学級生活不満足群においても、いずれの学年においても全国平均を大きく下回っております。侵害行為認知群につきましては、中学校・中等教育学校2年生3年生において全国平均を上回っているというところで、こちらについては、しっかりと生徒の様子を注意深く見守り、また適切な指導が必要かというふうに思います。

簡単ですが、概要について、以上です。

坂田 教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、アンケートの結果でございます。そんな傾向があるようだというところでございますが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

金丸 委員

金丸委員。

実は、中3の表を見ると、侵害行為認知群がなぜかこの学年だけ多いなという。これは高校受験が影響しているかどうかという質問が第1です。

2番目は、学級生活満足群、A群に所属している人たちの見方なんですけれども、いじめや悪ふざけ等をしている子がこのAに入っているという可能性は見ておいたほうがよろしいのでしょうか。

主任指導主事

今、1点目にご質問いただきましたこのB群について、ここに所属している児童・生徒について受験に関する影響を受けているのかどうかについては、例えばB群に誰が入っているのかは担任が見ればわかりますので、そういったところも含めて適切に把握して、指導に当たってもらえるようにしたいと思えます。

また、学級生活満足群、A群のほうで、いわゆるいじめの加害とされるほうのお子さんが入っているのかどうかということも含めて、こちらでは現在把握しておりませんので、確認をしてみたいと思います。

坂田教育長

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。中川委員、いいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、こういう結果だということでの報告でございました。

報告事項は以上ということになります。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

#### 子ども施設課

##### (1) 千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について

坂田教育長

それでは、第3、その他事項に参ります。

総務課からの教育委員会行事予定、そして広報千代田の掲載事項です。よろしくお願ひします。

子ども総務課長

それでは、予定表から確認をさせていただきたいと思ひます。

本日9月10日、教育委員会定例会です。明日、指導課訪問、九段小学校です。それから9月18日、指導課訪問で麴町中学校。24日に教育委員会定例会がございます。

それから、裏面でございますが、さまざまな行事がございまして、10月8日、教育委員会が予定されておりますけれども、ここが議会の関係がございまして、日程調整をさせていただく可能性がございますので、ここの10月の8日については、保留のような形にさせていただきたいと思っております。また、児童館等の行事が掲載されているということで、予定表については以上でございます。

引き続き、広報掲載事項です。

3番のところに九段中等教育学校の学校説明会ということで、10月13日、11月16日に予定されております。それから、メレーズ軽井沢の利用案内ということで、年末年始の申し込みの時期にかかってきますので、こちらのほうのご案内もさせていただきます。

あとは、文化振興課、それから生涯学習・スポーツ課の多くの行事が掲載される予定になっております。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

まずは教育委員会行事予定表でございます。こういった形で事業が入っておりますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

長崎委員。  
 長崎委員 10月8日の教育委員会が移動になるかもというのは、いつわかりますか。  
 子ども総務課長 これから大至急、日程調整をさせていただきますので、皆様のご都合を伺って動かすような形にさせていただきます。

長崎委員 はい。わかりました。ありがとうございます。  
 坂田教育長 はい。  
 ほかにお気づきの——はい、中川委員。

中川委員 10月11日以降なんですけど、区民体育大会はいつですか。  
 子ども総務課長 10月20日の日曜日です。  
 中川委員 はい。わかりました。  
 坂田教育長 はい。ほかにございますか。よろしいでしょうかね。  
 それでは、行事予定のほう、そして広報のほうでの何かご質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。  
 それでは、広報掲載事項につきましても予定のとおりということにさせていただきます。

(な し)

坂田教育長 その他事項の最後になりますが、子ども施設課からのお茶の水小学校・幼稚園の施設整備についてお願いします。

子ども施設課長 お茶の水小学校・幼稚園の施設整備に関しまして、口頭でご報告申し上げます。  
 お茶の水小学校・幼稚園の整備に関しましては、この教育委員会、それから地域文教委員会、それから施設整備検討協議会等でご意見をもらいながら、整備の検討をやっているところです。きょうご報告申し上げますのは、8月末をもちまして実施設計の案がまとまりましたということのご報告でございます。こちらにパースの図の模型ができてございます。帰りにご覧になってもらえればと思います。  
 実施設計の平面図でございますが、こちらに関しましては、前回と異なりますか、5月か、6月でこの教育委員会のほうにご報告申し上げましたA3判の平面図とほぼ変わりはありません。変わった点を申し上げますと、地下体育館の通路に関しましてのところであったり、それから6階のプールの更衣室のレイアウト等に関してという内容になってございます。大きく変更はございませんので、この模型をご覧になってもらいまして、実施設計の概要ということでご報告申し上げます。  
 今後のスケジュールでございますが、17日の日に旧お茶の水小学校の校舎の解体工事の入札がございます。その日に、また、同日でございますが、地域文教委員会の開催がございますので、この模型と一緒に実施設計の概要の案をご説明申し上げます。その後、20日に地域の協議会の開催がございますので、ご説明を申し上げたいというふうに考えております。  
 解体工事に関しましては、10月の議会のほうに上程をし、議決後、解体工事に着手ということになります。来年の6月、7月というのが解体の工期に

なります。新築工事に関しましては、12月から1月に関しまして入札といひますか、そうした公告を行ひます。で、第1回定例会のほうで議案のほうをご提案を申し上げまして、工事契約ということを考えております。現段階の竣工でございますが、令和4年の11月が竣工というのが現在の工期ということになってございます。

以上でございます。

坂田教育長  
金丸委員

はい。ありがとうございます。という予定でございます。金丸委員。

今の計画の中で、来年のオリンピック・パラリンピックの開催期間は、どう考えても工事車両が全く入れないだろうと思うんです。その辺はもう、織り込まれているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

坂田教育長  
子ども施設課長

はい、どうぞ。

工期に関しましては、33月ということで見込んでおりますので、十分その点は考えた工期というふうになってございます。

金丸委員  
坂田教育長

ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。では、施設課からの報告は以上にさせていただきます。

それでは、教育委員さんのほうから情報提供ございましたらお願いいたします。

金丸委員

最近ニュースによく取り上げられているのが、「こども六法」という本のがかなり取り上げられていて、子どものいじめも含めての法律をわかりやすく提供するということが必要なんじゃないかということが言われていて、私はまだ入手できていないんですけども、指導課のほうでは入手されていますでしょうか。

指導課長  
坂田教育長  
長崎委員

まだ入手できておりませんので、すぐに勉強したいと思います。

長崎委員。

お茶の水小学校仮校舎に移転して、夏休みが終わって移転して、状況というか、スムーズにスクールバスに乗って通えているのでしょうか。

坂田教育長  
学務課長

学務課長。

錦華公園の前から、幼稚園児と小学校低学年用の小型バスが2台、それから中型バスで小学校3年から6年生までが乗るバスが3台で、小学校については2便で小型バスが最初に出発をして、5分後に中型バス3台という形で運行しています。行きについてはおおむね6割ぐらいの利用者、申込者がありますので、今のところ順調に運行しており、授業に間に合っております。

帰りについては、学校のほうの終業時間と、それから放課後のほうの学童クラブの時間に合わせて順次バスを出しておりますので、そこについては結構乗車人数がばらばらなので、その都度状況を見ながら発車時間等も含めて学校で対応しております。始まったばかりですけれども、順調に推移しているというところでやっております。

以上です。

長崎委員  
坂田教育長  
指導課長

はい。ありがとうございます。  
指導課長

はい、補足です。お茶の水小学校において、新しく移ってから、大きなけが、事故等は報告はされておられません。また、校長先生ともお話をする機会が先日ありましたが、地域の方もかなり協力してくれて、登下校時の見守り等も申し出ていただいたりとか、協力が徐々に高まってきているというような報告を受けているところです。

長崎委員  
坂田教育長  
坂田教育長  
金丸委員

ありがとうございます。  
はい。ありがとうございました。  
金丸委員。  
お茶の水小学校で気になっているのは、こんなもの気にしてもしょうがないのかもしれませんが、スタンウェイのグランドピアノがどうなったのかということと、それからあそこに鉱石が相当ありますよね。あれの処理の方法はどういうふうに決まったのか、教えていただければと思います。

坂田教育長  
子ども施設課長

施設課長。  
スタンウェイのピアノに関しましては、新校舎で2階の昇降口のホールで展示をして、誰でも弾いてもらえるような、そんな活用をやれたらいいなということで校長先生とも話しておまして、そのための修理ということでやっていこうというような、今準備中でございます。有効活用をやっていくという方向です。

金丸委員  
坂田教育長

鉱石に関しては、申し訳ございませんが把握できておりません。  
ありがとうございます。  
はい。  
ほかにご意見ございますか。  
中川委員。

中川委員

2つあるんですけども、1つは新聞に、9月3日だったんですけども、担任のパワハラで不登校になった経験を持つ早稲田大学の2年生というのが、スクールハラスメントということで、その相談窓口を、教育委員会じゃなくて、独立した形で設置してくれるように、文科省に八千何百人の署名とともに提出したという記事が出ていたんですけども、それは結局教育委員会とか学校が信用されていないということなわけですね。

その記事が出てからは、この間9月9日の日に、川口の高校1年生が自殺をしてしまったんです。それは、中学時代のいじめが解決しないことに悩んでいたようです。中学に入ったときからいじめを受けたんだけど、先生も何も取り合ってくれなかったと。悪口を言われたりとか仲間外れにされたりとか、かばんをスパイクで踏みつけられたりしていたんだけど、担任も何もしてくれなかったと。その後、学校とか市教委も解決に動かないことにその子は失望しており、そのいじめの間に足に障害を負っちゃったということでした。自殺未遂も何度かしたらしいんですけども、初めの自殺未遂から1年2カ月後に学校が第三者委員会をつくったけれども、そのことを保護

者は知らされていなかったということがあらしいんですね。高校に一応入ったんですけども、何かいじめがまだ解決しないということに悩んでいて、自殺をしてしまったと。

もう高校に入ってからなので、その間に何があったのかよくわからないんですけども、彼の部屋から「教育委員会のうそつき」なんていうようなメモが残されていたということです。教育委員会はそんなに不信感を持たれてしまっただけではないなというふうに思いました。それから、学校というのは子どものことを第一に考えて、先生なり教育委員会も含めて子どもの立場に立って問題解決をしなければいけないのに、信頼関係が築けなかったというのはすごく残念なことだなと思います。千代田区ではそんなことは絶対ないし、みんな一生懸命やっていますけども、そういうようなことがあると、これからは気づかなきゃいけないなと思いました。

なぜそのことを話したかといいますと、いじめ問題対策委員会というのがここにもできてまして、新しい委員が任命されたということもあるんですけども、せっかくいろんなことをやっても、それがちゃんと有機的に動いていかないんだったら、幾ら仕組みをつくったり条例をつくっても何にもならないなということを思いました。私たち一人一人が子どもに寄り添うというのはどういうことなのか、気をつけていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いました。

坂田教育長  
中川委員

はい。ありがとうございます。

もう1点伺いたいですけども、パンフレットが学校に置いてあったりすることがあるんですけども、それは全校同じようになっているのでしょうか。具体的に言ってしまうと、和泉小学校にモラロジーのパンフレットというのが置いてあるんですけども、言っていることはすごくいいことで、見てもらいたいと思うものではあるんですけども、どこかの団体のパンフレットがそこだけに置かれてしまうと、もしかして違う人たちが自分たちのも置きたいということになったりしないかなということと、ほかの学校にも同様に置かれているものなのかを知りたいというふうに思ったんです。

坂田教育長

最初のいじめ問題についてですが、全国的にもいろんな形で制度設計がされてきて、現実にそれが有機的に連携して、まさに自尊のありようなんかもそういう議論だと思いますが、組織はあるけれども実質的に機能していないようなことが結局は事件を未然に防ぐことになっていないという側面が我々にとっては反省点としてございますので、まずは現場で子どもの様子をじかに把握をするところが、そこをどう捉えるかということが一義的には大事なことだと思いますし、それにあわせて関係の機関、教育委員会はもとより、本当に親身になって連携をとりながら有機的に進めていくという体制、これは、今後も心がけてはおるんですけど、大事に至らないように今後もそのように対応してまいりたいというふうに思っております。

そして、2点目の、学校に、いろんな団体さんから、これは子どもにとっていいからというふれ込みの中でいろんなものが置かれているという事態で

すが、この教育委員会からのものじゃなくして、関係の民間の団体さん等々からの依頼もあるでしょうが、申しわけございません、私も全体を把握していないんですが、九段小はどうでしょうか。

長 崎 委 員 員 員 員  
よく囲碁教室やそういうイベントがありますとか、そういうチラシは学校にあります。あれって、全児童に配られる枚数が届けば多分配るけれど、そうじゃない枚数が来たときには玄関なんかちょっと置いてあったりするのではないかなど。

坂田教育長 指導課長。  
指導課長 基本的に学校長が判断をして置くか置かないかとかというのを決定していると思いますので、教育委員会としては調査をかけていないというのが実態です。

坂田教育長 現状では今そんなことなんで確認をさせていただきたいと思います。

金丸委員。

金 丸 委 員 員 員  
私もすごく心配をしまして、要するに日本の場合に大正デモクラシーから太平洋戦争に一気に行ってしまいますけども、わずか10年足らずの間になっていくわけですね。そのスタートの段階で、話は必ずいいことから始まるんですよ。そのいい話がどんどんどんどん右翼化して行って、みんながそれに乗っていくというパターンが往々にしてあるものですから、よほど気をつけないと。

そういう意味では、その先を見越した形でチェックをしていかないと、ちょっと今の日本は危ないかなど。例えば閣僚が、子どもたちが政治の話をしていると、とんでもないというようなことを言い出しちゃうような時代ですよ。18歳から選挙権があるのに、何で学生が選挙の話をしちゃいけないのか。そんなばかな話はないわけですけども、でも他方で選挙権を与えて投票させながら、その裏側の検討をする機会を奪っている。同じように、いいことから始まって、どんどんどんどん一定の方向に引っ張られるのは怖いものですから、そういう意味では、今の時代というのは本当にそのままそれを受け入れていいかどうかということを真剣に検討する必要はあると思っています。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。よろしいですか。

いずれにしても、そういう実情をまずは確認するというのと、校長判断で済まないケースもあるんでしょう。行政一般にもいろんな形でいろんな民間の方々がぜひこれをとということでお願いされるケースは間々あります。しかし、その選別についての基準がありませんし、いいことを言っていればそれは受けましょうということであれば、全て受けなきゃいけないというような、なぜうちがダメなんですかみたいなことを言われたら、もう理由がないみたいなことにもなりかねませんので、学校というところ、金丸委員が言われたようなことも含めて、アピール性の強いところですし、その情報がしみてしまうというか、入りやすい環境にもありますので、もう一回確認をさせていただいて、対応について考えたいというふうに思います。どうも

ありがとうございました。

ほかに情報提供はございますか。よろしいでしょうか。

長崎委員。

長崎委員

情報提供というか、今の話にちょっとつながるんですけど、よくイベントとかで、後援で「千代田区教育委員会」と名前が入っていたりするじゃないですか。あの判断というか、来たものを拒まずではないんですよね。子どもたちに有益だなと思うイベントに、後援とって、教育委員会の名前が出るということなんですよ。

坂田教育長

はい。基本、そういうことですね。千代田の教育委員会という団体でもって推奨しようということでございますので、ぜひ、そういうふうにお考えください。ただ、それだけに我々の責任が大きいということになりますので、難しいケースの場合はまたご相談をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

では、本日はこれもちまして定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。